



ファルメディコ株式会社
代表取締役社長 狹間 研至

次世代の薬局に 変わるためにのポイント

第1回 薬局を取り巻く環境の変化を知る

●はじめに●

皆さん、こんにちは。今回から新しく連載を担当させていただく、ファルメディコ株式会社の狭間と申します。どうぞよろしくお願いします。

新しく令和の時代を迎えたことも大きいとは思いますが、世の中ではいろいろな動きがあります。私たち医療の業界も例外ではありません。今回は、薬局、そして薬局業界を取り巻く環境の変化について考えてみたいと思います。

●社会構造の変化●

環境の変化というと、やはり人口動態の変化が挙げられます。少子化と高齢化が同時に進行する我が国は、高度成長期に設計された社会保障モデルがそのまま通用することが難しい時代に突入しています。このような時代には、多くのことを根本から見直さなければなりません。支える年代が支えられる年代へと急速にシフトしていくことを考えれば、国民皆保険制度を堅持していくためには、健康保険という仕組みでどこまでカバーするのかを考えなければなりません。また、全体が緊縮化していく診療報酬にのみ依存したビジネスモデルを組むことについても、考え方すべき時期が早晚到来するのではないかでしょうか。

●地域医療の変化●

また、高齢化は疾病的構造にも変化をもたらしています。生活習慣病と称される疾患の人が年々増えるだけでなく、国民の2人に1人が罹患し3人に1人の死因となるという、がん患者も増えています。さらに、新しい治療薬や治療法の開発、さまざまな医療機器やICT環境の進展もあり、地域医療のあり方も変化しつつあります。

基本的に医療の現場は、医療機関から在宅・介護施設へとシフトする中で、在宅医療や外来化学療法など、今までなかった現場が生まれつつあります。これに対応するように在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションなど医師や看護師の活動拠点や業務内容が変わってきた中で、薬局・薬剤師だけが、いわゆる「調剤薬局」という形態をとり続けることには無理があると考えることもできます。

●行政や法律の変化●

医療は他の産業よりも、行政や法律の規定・規制が強い分野です。中でも医師や薬剤師は名称と業務の独占が許されている職種であり、その分、できる仕事だけでなく、やるべき仕事や社会のために果たすべき役割というものが他の職種よりも多く設定されていると思います。

我が国は、1974年に本格的に始まった医薬分業制度の導入以後、医師の処方箋を持ち込めば薬をきちんと渡してくれるところだという認識が広まっており、薬剤師もそれ以外の人も、それを当然だと考えてきた節があります。もちろん、薬を正しく準備して説明とともにお渡しするのは重要な仕事ではありますが、近年指摘されているポリファーマシーの問題が示すように、それだけでは社会の要

請に応えられなくなっているのではないかと思います。実際、2015年の内閣府規制改革会議の公開ディスカッションにおける医薬分業に関する議論に端を発し、様々な議論が展開されてきました(表)。

薬局を取り巻く行政や法律の変化

2015年3月	内閣府 規制改革会議の公開ディスカッション 医薬分業制度はすばらしいが、現状には課題があるという認識
10月	厚生労働省 「患者のための薬局ビジョン」 患者本位の医薬分業制度にするための基本方針「対物から対人」等
2016年4月	薬剤総合評価調整加算・薬剤総合評価調整管理料の新設 医師と薬剤師の協働による薬物療法適正化を診療報酬で評価
2018年4月	服用薬剤調整支援料の新設 お薬の受け渡し時以外の医師への情報提供を調理報酬で評価
12月	厚生科学審議会 医薬品医療機器制度部会 とりまとめ 薬剤師・薬局のあり方を現状から変えるべきという提言多数
2019年4月	厚生労働省医療・生活衛生局総務課長通知 (O402通知) 調剤業務における薬剤師でないものが行える業務の方向性
11月	医薬品医療機器等法改正案 成立 薬剤師の服用後のフォロー・医師等へのフィードバックを明記

(C) Kenji Hazama, M.D., Ph.D.

薬剤師の仕事のあり方や薬局の位置付けが、厚生労働省からの指針や診療報酬・調剤報酬改定の中で変わりつつあり、19年11月の医薬品医療機器等法の改正へとつながっています。ここでは、薬剤師に必要に応じた服用後のフォローを義務付けるだけでなく、医師などへのフィードバックを努力義務としましたし、同時に改正された薬剤師法25条の2においても、薬剤師の業務は服用後のフォローにまで及ぶことが明確にされました。法律で規定された職種で、法律が変わることは、やはり薬剤師が変わっていくことを意味しているのだと思います。

●これから起こる変化●

これら3つの環境変化がもたらすもの。それは、薬剤師の働き方や薬局のあり方の変化なのですが、これは最終的に薬局のビジネスモデルの変化をもたらすはずです。

端的に言えば、医療機関に近接して開局し、お薬をお渡しするまでの業務を担当する「立地依存型対物業務薬局」から、服用後のフォロー・薬学的アセスメント、医師等へのフィードバックを行うことで、よりよい薬物治療を提供することで患者さんから選ばれる「機能依存型対人業務薬局」へと変貌を遂げるということです。

このにわかには信じがたいパラダイムシフトも、20年度調剤報酬改定の行方によっては、現実味を帯びてくるかもしれません。どのような改定になるのかは、あと数十日も待てばはっきりするのでしょうか、15年以後のトレンドを見てみると、やはり小さくない変化が起こるのではないかと思います。

●おわりに●

今回は、薬局や薬剤師を取り巻く環境変化を3つの観点から俯瞰し、その結果、やはり薬局や薬剤師のあり方は大きく変わるものではないかということをお示しました。次回は、これからの時代の薬局に求められている機能をテーマにお話します。